

チャンネル商標使用許諾契約書

本チャンネル商標使用許諾契約（以下「CTLA」または「本契約」と称します）は、貴社が、CTLA 条件に従ってインテル使用許諾ロゴを使用するにあたり、必須かつ必要となるものです。いかなる個人または企業による使用許諾ロゴの使用も、貴社（以下「貴社」または「使用者」と称します）が以下の条件を承諾かつ確認しないかぎり認められず、インテルが所有するインテル商標についての独占権の侵害となります。本契約は、貴社がインテルから当該関連プログラムへの参加承認の通知を受けるまで有効にはなりません。控えとして本契約書を印刷することをおすすめします。

以前の Intel Inside ロゴの Boxed Processor 商標使用許諾契約（BPTLA）およびその改正条項はすべて無効となり、本契約および CTLA 条件が優先されるものとします。

1. 定義

- 1.1. 「関連プログラム」とは、インテル・テクノロジー・プロバイダー・プログラム、リセラー・プログラム、およびその他、インテルが現在提供している、または、将来実施する可能性のある、本契約に関連したチャンネル・マーケティング・プログラムを意味するものとします。
- 1.2. 「ボードロゴ」とは、CTLA 条件に反映される、インテルボード部分の名称が入ったインテルロゴを意味するものとします。
- 1.3. 「コンピューター製品」とは、パソコン、ノートパソコン、モバイル・コンピューティング・システム、ラップトップ・コンピューター、ワークステーション、サーバーまたはその他のコンピューター製品を意味するものとします。
- 1.4. 「CTLA 条件」とは、本契約に添付され、<http://www.intel.com/reseller/license>（英語）でも確認可能な契約条件およびインテルが提供するその他すべての商標使用ガイドラインを意味するものとします。CTLA 条件はインテルの独自の裁量により、随時変更される可能性があります。貴社は、CTLA 条件がインテルにより定期的に（インテルの新製品または新たな使用許諾ロゴの導入時が含まれますが、これらに限定されるものではありません）修正されること、また、貴社に自らの最新 CTLA 条件の遵守を保証する義務があることを認め、これに同意します。
- 1.5. 「インテル商標」とは、インテル商標および使用許諾ロゴに含まれるすべての商標を意味するものとします。
- 1.6. 「知的財産権」とは、著作権、商標、商号およびその他の知的財産権を意味するものとします。
- 1.7. 「使用許諾ロゴ」とは、本契約で定義され、CTLA 条件に示されている、プロセッサ・ロゴ、プラットフォーム・ロゴ、ボードロゴ、インテル・プログラム・ロゴを意味するものとします。
- 1.8. 「使用許諾物品」とは、インテルが作成して貴社に提供する、すべての宣伝、販売促進、および/またはマーチャンダイジング用の物品およびアートワークを意味するものとします。

- 1.9. 「ロゴラベル」とは、インテルが提供する、プロセッサ・ロゴおよびプラットフォーム・ロゴが表示されたステッカーを意味するものとします。
- 1.10. 「プラットフォーム準拠認定製品」または「プラットフォーム準拠 QLP」とは、所定プラットフォーム・コンポーネントが搭載された正規使用許諾製品で、CTLA 条件および当該インテル Web サイトで規定されているプラットフォーム・ロゴの使用・表示を可能にする当該検証テストに合格したものを意味するものとします。
- 1.11. 「プラットフォーム・ロゴ」とは、CTLA 条件に示されている、インテル・テクノロジー・プラットフォームの名称が組み込まれたインテルのロゴを意味するものとします。プラットフォーム・ロゴは、プラットフォーム準拠 QLP に対してのみ使用できます。プラットフォーム・ロゴの使用資格を得るには、貴社が、貴社に対して提供されるオンライン・トレーニング（以下「研修」と称します）を修了し、貴社が特定のインテル・テクノロジー・プラットフォームに関する研修を修了したという記録がインテルに残されていなければなりません。貴社は、自らが修了した研修の目的であり、また、貴社による代表システムの検証の対象である、インテル・テクノロジー・プラットフォームに対応するプラットフォーム・ロゴのみ表示できます。
- 1.12. 「プロセッサ・ロゴ」とは、CTLA 条件に示される、正規インテル プロセッサの名称が組み込まれたインテルのロゴ（プラットフォーム・ロゴを除きます）を意味するものとします。
- 1.13. 「プログラムロゴ」とは、CTLA 条件に示される、ゴールドロゴおよび/またはプラチナロゴを意味するものとします。
- 1.13.1 「ゴールドロゴ」とは、インテル・テクノロジー・プロバイダー・プログラム条件の各条項に基づくゴールドパートナー資格を満たす、プロダクト・インテグレーターおよび/またはディーラー専用のインテル・プログラム・ロゴを意味するものとします。
- 1.13.2 「プラチナロゴ」とは、インテル・テクノロジー・プロバイダー・プログラム条件の各条項に基づくプラチナパートナー資格を満たす、プロダクト・インテグレーターおよび/またはディーラー専用のインテル・プログラム・ロゴを意味するものとします。
- 1.14. 「正規インテルボード」とは、インテルにより販売され、オリジナルのインテル製品コード ID およびシリアルナンバーを有するボードを意味するものとします。インテル以外のベンダーにより販売されるボード、偽造ボード、またはインテル以外の者により変更もしくは修正されたインテル製品コード、インテル・シリアル・ナンバーもしくはその他のインテル・ファクトリー・マークのあるボードは正規インテルボードではありません。
- 1.15. 「正規インテル プロセッサ」とは、インテルによって製造され、オリジナルのインテルブランドおよびファクトリー・マークを有するプロセッサを意味するものとします。インテル以外の者により製造されたプロセッサ、偽造プロセッサ、および/または、ブランド、速度表示その他のファクトリー・マークがインテル以外の者によって改変された（リマークされた）インテル プロセッサは、正規インテル プロセッサではありません。

- 1.16. 「正規使用許諾製品」とは、正規インテル® プロセッサまたは認定インテル® ボードのみをベースにした、貴社のブランド、モデルもしくはSKUによるコンピューター製品を意味するものとし、当該ブランド、モデルまたはSKUの名称により表されるシステムにはすべて、正規インテル プロセッサと認定インテル® ボードが搭載されています。
- 1.17. 「代表システム」とは、同一のブランド、モデルまたはSKUの名称により表される、すべてのシステムが、プラットフォーム準拠 QLP としての資格条件を満たし、所定プラットフォーム・コンポーネントの特定の構成を実装している、貴社のシステムのいずれかを意味するものとし、マザーボードに変更を加えた場合、所定プラットフォーム・コンポーネントのいずれかを他のコンポーネントに変更した場合は、別の代表システムとなります。
- 1.18. 「所定プラットフォーム・コンポーネント」とは、各プラットフォーム・ロゴの使用に必要な独自のコンピューティング・コンポーネントおよび/または基準を意味するものとし、

2. 使用権の許諾

- 2.1. プロセッサ・ロゴおよびプラットフォーム・ロゴ：貴社が本契約（第3条および第4条が含まれますが、これらに限定されるものではありません）を完全に遵守することを条件として、インテルは本契約により、本契約およびCTLA条件に従って、正規使用許諾製品、プラットフォーム準拠 QLP および関連パッケージ上ならびに当該製品の宣伝および販売促進物品内でのみ、プロセッサ・ロゴおよびプラットフォーム・ロゴを使用、表示することを目的とした、世界的、限定的、非独占的、譲渡不能、無償かつ取消可能の使用権を許諾し、貴社はこれを受諾します。対応する検証済みの代表システムおよび/またはプラットフォーム準拠 QLP がないプラットフォーム・ロゴについては、使用権は許諾されません。
- 2.2. ボードロゴ：貴社が本契約（第3条および第4条が含まれますが、これらに限定されるものではありません）を完全に遵守することを条件として、インテルは本契約により、本契約およびCTLA条件に従って、正規使用許諾製品のパッケージ上ならびにその宣伝および販売促進物品内でのみ、ボードロゴを使用、表示することを目的とした、世界的、限定的、非独占的、譲渡不能、無償かつ取消可能の使用権を許諾し、貴社はこれを受諾します。物理的な製品上でのボードロゴの使用については、使用権は許諾されません。
- 2.3. プログラムロゴ：貴社がインテル・テクノロジー・プロバイダー・プログラムのゴールドパートナーまたはプラチナパートナーである場合、貴社が本契約（第3条および第4条が含まれますが、これらに限定されるものではありません）を完全に遵守することを条件として、インテルは本契約により、本契約およびCTLA条件に従って、貴社のプログラムメンバー資格レベルを示す宣伝および販売促進物品内でのみ、当該プログラムロゴを使用、表示することを目的とした、世界的、限定的、非独占的、譲渡不能、無償かつ取消可能の使用権を許諾し、貴社はこれを受諾します。製品または製品パッケージ上でのプログラムロゴの使用については、使用権は許諾されません。インテルによる本使用権の貴社への許諾は、当該関連プログラムにおける、貴社の最新かつ継続的なメンバー資格を条件としています。

- 2.4. 使用許諾物品：貴社が本契約（第3条および第4条が含まれますが、これらに限定されるものではありません）を完全に遵守することを条件として、インテルはさらに、インテルが与える指示に従って正規使用許諾製品およびプラットフォーム準拠 QLP の宣伝、販売促進のためにのみ使用許諾物品を使用、表示することを目的とした、世界的、限定的、非独占的、譲渡不能、無償かつ取消可能の使用権を許諾します。

本契約により付与されるその他の権利、権原または使用権はありません。

3. 使用権の制限ならびにロゴラベルおよびインテル商標の適切な使用

- 3.1. 貴社は、本第3条およびCTLA条件に従って使用許諾ロゴ、ロゴラベルおよびインテル商標を使用することに同意します。
- 3.2. 貴社は、インテル商標を常に適切な名詞とともに使用することに同意します。貴社はさらに、インテル商標を名詞として使用してはならないこと、また、複数形もしくは所有形にしたり、短縮したり、他の語、記号もしくは数字と連結させて使用（1語として使用する場合、ハイフンで結ぶ場合の別を問いません）したりしないことに同意します。
- 3.3. 貴社は、すべてのインテル商標の所有権がインテルに帰属することを、™または®の記号を用いることにより、また、「Intel、インテル、Intel ロゴ [使用または参照される他のすべてのインテル商標を挿入します]は、アメリカ合衆国およびその他の国における Intel Corporation の商標です。」という商標の帰属表示を付すことにより、示すものとします。商標記号は、上付きまたは下付きの添え字とすることが望ましいですが、利用できない場合は、括弧を用いて (TM) または (R) とします。
- 3.4. 貴社は、正規使用許諾製品にロゴラベルを貼付する場合、当該製品の前面カバー上で、その周囲3センチメートル以内に何も無い位置にのみ貼付することができます。店頭マークおよび販売促進物品の場合、プロセッサ・ロゴまたはプラットフォーム・ロゴは、当該マークに表示されている貴社名の大きさの25%以内としなければなりません。
- 3.5. 貴社は、貴社および/または第三者のマークをインテル商標に組み込むことはできません。また、貴社はインテル商標を貴社の名称、商標、ロゴまたは意匠と一体化させることもできません。貴社は、いかなる方法であれ、インテル商標の改変もしくは変更、または、インテル商標と紛らわしい、もしくはインテル商標の効力を弱めるようなマークもしくはロゴの使用および/または採用を行ってはならないものとします。
- 3.6. 貴社は、いかなる製品および/またはサービスに対しても「____INSIDE」という形式のマーク、名称および/もしくは称号の使用、登録または登録出願を行ってはならないものとします。また、貴社は、INTEL ロゴの輪状渦巻き図形と同一またはそれに類似する渦巻きもしくは途切れた輪の図形が組み込まれたロゴの使用、登録または登録出願も行ってはならないものとします。
- 3.7. 上記第2.3項の場合を除き、貴社は、貴社の製品の出所、資金援助または提携関係について、インテルと誤解させるような方法により、または、貴社がインテルの一部門、関連会社、フランチャイズである、もしくはその他インテルと関係があると何らかの形で公表するような方法により、インテル商標を使用してはならないものとします。貴社は、

自らの送り状、請求書、納品書、レターヘッド、名刺および/または名札や社章に、インテル商標または使用許諾ロゴを使用もしくは表示することはできません。

- 3.8. 貴社は、使用許諾ロゴもしくはロゴラベルの製造、デザイン、複製、偽造、コピー、修正、配布または販売を行ってはならないものとし、また、これらの行為を他者に許可してはならないものとします。貴社は、インテル製品に関連するパッケージの再利用、コピー、修正および/もしくは偽造、または、インテル製品のリマークおよび/もしくは偽造を行ってはならないものとし、また、これらの行為を行った場合、本契約の重大な違反となり、インテルは、本契約および貴社の関連プログラムにおけるメンバー資格を解除する権利を有するものとします。インテルはさらに、貴社による本条の違反の結果として提供される、あらゆる救済を求める権利を留保します。
- 3.9. 貴社は、インテルが支給するロゴシート、版下または電子的アートワークからのみ、使用許諾ロゴを複製するものとします。貴社は、インテルまたはインテルが認めたフルフィルムメント・プロセス以外から取得したロゴラベルを使用してはならないものとします。
- 3.10. 貴社は、未使用の使用許諾ロゴもしくはロゴラベルの配布、販売および/または無償提供を行ってはならないものとします。
- 3.11. 本契約の条項および CTLA 条件に反する使用許諾ロゴの使用および表示は、本契約の重大な違反であり、貴社は、本契約の終了、貴社の関連プログラムにおけるメンバー資格の解除、およびその他インテルに提供されるあらゆる救済の対象となります。
- 3.12. 貴社は、インテル商標または使用許諾ロゴを表示する、貴社が作成した販売促進物品を、正規使用許諾製品以外のそばに置いてはならないものとします。ただし、インテル商標または使用許諾ロゴが、当該正規使用許諾製品に対してのみ使用されていること、また関連していることが完全に明確である場合はこの限りではありません。
- 3.13. 貴社は、インテル、その製品もしくはサービスの信用を落とすような方法で、または、販売促進物品に対して、もしくは、インテルの独自の裁量により、インテル商標におけるインテルの営業権を毀損する、もしくはその他損なうおそれがあると判断される製品に対して、インテル商標もしくは使用許諾ロゴを使用または表示してはならないものとします。このような使用には、わいせつ、性的、過度に暴力的、その他悪趣味もしくは違法な使用、または違法行為の助長を目的とした使用が含まれますが、これらに限定されるものではありません。
- 3.14. 貴社は、インテルの製品を言及する場合、宣伝、販売促進物品、請求書において、インテル製品の名称を、文字により、ロゴによらない方法（Pentium® プロセッサなど）で 사용할ことができます。ただし、当該製品名が、本第3条で規定されている適切な商標記号および帰属表示とともに、商標として適正に使用されている場合に限り、また、
- 3.15. 貴社は、インテルが与える指示に従った場合のみ、使用許諾物品を使用できます。貴社は、インテルが事前に明示的に承認した以外の使用許諾物品を使用してはならないものとします。貴社は、インテルが事前に書面で明示的に同意した場合を除き、いかなる形であれ、使用許諾物品の修正または変更を行ってはならないものとします。使用許諾物品は、貴社による使用に限定されたものであり、使用許諾物品の譲渡またはコピーは明示的に禁止されています。

- 3.16. 貴社は、店頭販売促進物品に使用許諾ロゴを使用できます。貴社は、ペン、マグカップ、マウスパッドおよび/またはその他のアクセサリなど、貴社の施設外での使用を目的として配布される可能性のある販売促進物品に使用許諾ロゴを使用することはできません。
- 3.17. 貴社はさらに、特定の使用により与える商取引上の印象として、使用許諾ロゴが単独で配置されているようにすること、また、使用許諾ロゴを他のマークやデザインもしくはそれらの一部とともに、またはその構成要素として使用しないことに同意します。貴社の名称およびブランドは常に、使用許諾ロゴより大きく、より目立つように表示するものとします。
- 3.18. プラットフォーム・ロゴは、すべての所定プラットフォーム・コンポーネントが搭載されたプラットフォーム準拠 QLP 上でのみ表示するものとします。

4. 製品品質

- 4.1. 貴社は、業界における通常の品質および性能基準に適合する、もしくはそれらの基準以上の正規使用許諾製品および/またはプラットフォーム準拠 QLP に関してのみ、プロセッサ・ロゴおよびプラットフォーム・ロゴを使用することができます。貴社が次の各号に該当するコンピューター製品にロゴラベルを貼付することは禁止されています。(a) 当該ロゴラベルに対応する関連正規インテル・プロセッサが搭載されていないコンピューター製品。(b) インテル・プロセッサが搭載されていないコンピューター製品 (c) 貴社が設計、製造または組立を行ったものではないコンピューター製品。
- 4.2. 貴社は、プラットフォーム準拠 QLP についてのみ、プラットフォーム・ロゴを使用することができます。貴社がシステムをプラットフォーム準拠 QLP としての基準に適合させるには、所定プラットフォーム・コンポーネントに適合するとともに、次の一部またはすべてを実行する必要があります。
 - 4.2.1. インテルにより提供された、すべての所定検証ツールを、1つ以上の代表システム上で実行し、CTLA 条件により規定されるすべてのテスト要件を満たすこと。
 - 4.2.2. 上記テストの合格結果を、指定された、インテルが維持するデータベースにアップロードすること。
 - 4.2.3. CTLA 条件およびその他、インテルから随時通知されるプラットフォーム・ロゴに関する特定の要件を遵守すること。
 - 4.2.4. 貴社は、プラットフォーム準拠 QLP 以外の製品で、または、プラットフォーム準拠 QLP 以外の製品に関連して、プラットフォーム・ロゴを使用してはならないものとします。所定プラットフォーム・コンポーネントは搭載されていないが、正規インテル・プロセッサが搭載されている正規使用許諾製品は、該当するプロセッサ・ロゴを表示することはできますが、プラットフォーム・ロゴを表示することはできません。同様に、所定プラットフォーム・コンポーネントは搭載されているが、所定の検証テストに合格しなかった正規使用許諾製品、または、その他のプラットフォーム準拠 QLP の要件に適合していない正規使用許諾製品は、プラットフォーム・ロゴを表示することはできませんが、該当するプロセッサ・ロゴを表示することはできます。

4.3. 貴社は本契約により、以下を保証、表明します。

4.3.1. インテル プロセッサおよび/またはコンポーネントについて、貴社がそれらの機能の変更、またはそれらのリマークを行わないこと。

4.3.2. 貴社が、次の各号に該当する正規使用許諾製品および/またはプラットフォーム準拠 QLP の製造、組立、マーケティングおよび販売において適用されるすべての法規制を遵守すること。(a) 貴社が、それらに関連して使用許諾ロゴを使用するもの。(b) 貴社がロゴラベルを貼付するもの。

5. **調査権** インテルは、正規使用許諾製品および/またはプラットフォーム準拠 QLP について、十分な品質の有無、また、本契約および CTLA 条件に基づく、正規使用許諾製品および/またはプラットフォーム準拠 QLP の定義への合致の有無を判断するため、調査、検査、テストおよび/または検証を行う権利を有するものとします。インテルは、正規使用許諾製品および/またはプラットフォーム準拠 QLP の品質について、無作為抽出による検査を行う権利を有し、その機会が与えられるものとします。また、貴社は、インテルから要請があり次第、これらの品質基準への適合を確認する検証のため、インテルに対してコンピューターのサンプルを提出するものとします。貴社は、本契約および CTLA 条件への遵守を徹底するため、インテルが要請した修正を行うことに同意します。貴社が本契約および CTLA 条件に基づく自らの義務を完全に遵守していることを確認するため、インテルは、製品のパッケージ、貴社の販売促進物品、貴社の製造・販売施設を検査する権利を有するものとします。

6. **利益の保護**

6.1. 権利の確認：貴社は、使用許諾物品およびインテル商標におけるインテルの排他的知的財産権、ならびにそれらに関連するすべての営業権を認めるとともに、貴社による使用許諾物品および/またはインテル商標の使用はすべてインテルの利益のためにのみ効力を生じることを認めます。貴社は、使用許諾物品およびインテル商標における、およびこれらに対するインテルの排他的知的財産権について異議を申し立ててはならないものとします。貴社は、使用許諾物品およびインテル商標におけるインテルの権利に相反する行為を行ってはならないものとします。貴社が法の適用その他により、使用許諾物品もしくはインテル商標に関し、権利、登録または出願を獲得した場合にはいつでも、貴社は、インテルに費用を発生させることなく、当該権利、登録または出願を、関連するすべての営業権とともに、ただちにインテルに譲渡します。

6.2. 行使：貴社は、第三者による使用許諾物品またはインテル商標の不正な使用に気づいた場合、すみやかに書面でインテルに通知し、当該第三者に対するインテルの権利行使に対し、インテルの費用負担により、全面的に協力するものとします。使用許諾物品およびインテル商標におけるインテルの権利を行使する権利はもっぱらインテルにあり、インテルの独自の裁量により行使されるものとします。貴社は、使用許諾物品および/またはインテル商標におけるインテルの権利を行使することを目的として、訴訟または請求を開始してはならないものとします。

7. **補償**：使用権者は、次の各号のいずれかに関する請求から生じる、インテル、その子会社または関連会社が被ったすべての損失、費用、責任および経費について、インテルに対す

る補償、防御および免責を行うことに同意します。(a) 使用権者が使用許諾ロゴもしくは使用許諾物品を本契約に違反して使用したこと(ただし、インテルが独自の裁量により、当該請求の防御および/または解決に対する指揮権を保持することを選択した場合はこの限りではありません)。(b) 使用権者による、正規使用許諾製品および/もしくはプラットフォーム準拠 QLP のデザイン、製造、使用、宣伝、マーケティング、販売促進、配布または販売。ただし、当該請求が、正規インテル・プロセッサまたはその他インテルの仕様に従って使用されたインテルのコンポーネントからのみ直接生じた場合はこの限りではありません。インテルは、当該請求に関して使用権者にすみやかに通知を行うことに同意し、当該請求の防御および解決において、妥当な支援を(使用権者の費用負担により)使用権者に提供するものとします。

8. **免責条項**：インテルは、当該国におけるインテルの権利の有効性など、インテル商標および使用許諾物品に関する表明および保証は一切行っておらず、適用される法律により黙示される可能性のあるすべての保証を明示的に放棄します。
9. **責任の制限**：いずれの当事者も、特別損害、付随的損害または派生的損害については、当該損害の可能性が当該当事者に通知されていた場合でも、相手方に対して責任を負うことはないものとします。

10. **契約期間と契約の終了**

- 10.1. **契約期間**：本契約は、本契約で規定される失効または終了の時まで効力を有するものとします。
- 10.2. **契約の終了**：いずれの当事者も、理由の有無を問わず、30 日前に事前に通知を行うことにより、本契約を終了させることができます。いずれの当事者も、相手方による違反の場合は、書面で通知を行うことにより、本契約をただちに終了させることができます。貴社が関連プログラムから解除された場合、本契約は自動的に終了となります。違反を是正する機会が与えられる場合もありますが、本契約ではその機会を与える義務はありません。
- 10.3. **契約の失効**：本契約は、いずれかの当事者が何らかの理由により事業運営を終了させた場合、ただちに失効になるものとします。いずれかの当事者が、支払不能となった場合、破産管財人を指名した場合、清算を行った場合、破産の申立を行った場合、または、当該当事者に対して破産の申立が行われ、30 日以内に却下・棄却・取り下げが行われなかった場合、相手方は次の各号のいずれかを選択できるものとします。(i) 相手方に通知を行い、本契約を解除する。(ii) 自らが有する権利または救済を放棄することなく、本契約を継続させる。
- 10.4. **契約の失効または終了の効果**：本契約が失効または終了となり次第、貴社は、終了または失効後にインテルからロゴラベルおよび/または使用許諾物品の提供を引き続き受けていた場合でも、使用許諾ロゴおよび使用許諾物品の使用をすべて、ただちに中止するものとします。
- 10.5. **義務の存続**：第 1 条、第 5 条、第 6 条、第 7 条、第 8 条、第 9 条、第 10.4 項、第 11 条の規定に基づく両当事者の義務は、本契約の終了または失効後も、引き続き効力を有するものとします。

11. 一般的義務

11.1. 譲渡。本契約は、本契約の当事者の承継人および許可された譲受人を拘束し、その利益のために効力を生じるものとし、本契約により貴社に付与される権利は、一身専属であり、貴社は、自らの事業もしくは資産その他の全部、実質上全部または一部に関する所有権の変更、合併、買収、売却もしくは移転のいずれに関連する場合であれ、任意または法の適用その他の別を問わず、インテルから事前に書面で承諾を得ないかぎり、本契約または本契約に基づく権利もしくは義務を譲渡することはできません。前記の承諾について、インテルは独自の裁量により承諾または留保することができます。前記の譲渡または移転の意図は、本契約の重大な違反と見なされ、無効とされるものとし、

11.2. 準拠法および管轄権の選択

11.2.1. 米国においては、本契約およびその違反に関するすべての訴訟は、デラウェア州の法律に準拠し、準拠法の選択に関する規則もしくは原則にかかわらず、またはこれらを適用することなく、同法律に従って解釈されます。両当事者はさらに、いずれかの当事者が主張する訴訟原因（商標の侵害、商標の稀釈化、パッシングオフ、出所の虚偽表示、不当競争およびその他の非契約上の訴訟原因が含まれますが、これらに限定されるものではありません）については、米国連邦法およびカリフォルニア州の法律に準拠することを認め、これに同意します。本契約から生起する紛争は、カリフォルニア州サンタクララ郡内の州立裁判所および連邦裁判所に提起するものとし、両当事者は、同裁判所の人的および専属管轄権に服すること、ならびに同裁判所を裁判地とすることを承諾します。

11.2.2. 米国以外の国の場合（ロシア連邦を除く）：本契約の有効性、解釈および履行は、法の抵触に関する原則の適用を除き、貴社の国の法律に準拠するものとし、本契約および/または CTLA 条件から生起する紛争は、当該国の首都の裁判所またはインテルが委任する弁護士の管轄権の裁判所に提起するものとし、両当事者は、同裁判所の人的および専属管轄権に服することを承諾します。

11.2.3. ロシア連邦の場合：本契約の有効性、解釈および履行は、法の抵触に関する原則の適用を除き、米国の法律に準拠するものとし、本契約および/もしくは CTLA 条件から、またはこれらに関連して生起する紛争もしくは争訟は、スウェーデンのストックホルム商業会議所仲裁協会の手続規則に従い、ストックホルムの仲裁裁判所により解決するものとし、同裁判所の裁定は最終的なものであり、両当事者を拘束するものとし、

11.3. 衡平法上の救済。貴社は、自らの本契約または CTLA 条件の違反が、インテルに回復不能の損害を与え、この損害がコモンロー上の訴訟における金銭的損害賠償では容易に救済できるものではないこと、また、前記の違反がさらに、インテルの知的財産権および不正競争法に基づく権利の侵害となる可能性があることを認めます。したがって、貴社による不履行または違反（インテル商標におけるインテルの営業権、信用または権利の喪失もしくは稀釈化を含みます）の場合、インテルには、前記の回復不能の損害、喪失または稀釈化を阻止または防止するため、即時差止命令の権利が、その他の救済に加えて、付与されるものとし、

- 11.4. 分離可能性。本契約のいずれかの規定が管轄裁判所により、無効、違法または強制不能と判断された場合、この判断がその他の規定の有効性に影響することはないものとします。ただし、インテルが独自の裁量により、前記の裁判所の判断によって本契約の本質的目的を達成できないと判断した場合はこの限りではありません。
- 11.5. 放棄。いずれかの当事者が本契約の規定を履行しなかった場合、それがいつであれ、当該不履行が当該規定の現在または将来の放棄と解釈されることはなく、また、当該不履行が、当事者の以後の当該規定履行能力に影響を与えることもないものとします。
- 11.6. 当事者間の関係：本契約の結果として、インテルと貴社との間に代理関係、提携、ジョイントベンチャー、フランチャイズまたは雇用関係が生じることはありません。いずれの当事者にも、明示または黙示を問わず、相手方の代理として何らかの義務を生じさせる権限はありません。
- 11.7. 保証の否定：貴社は、自らが提供する製品またはサービスの品質について、インテルが貴社のために宣伝を行うことは一切ないということを認めます。貴社は、インテルが貴社の製品またはサービスを保証していると宣伝してはならないものとします。
12. 通知と添付書類：インテルから貴社への通知は、電子的に、または郵便、ファックス、配達サービスもしくは手交により行われます。関連プログラムの参加者に対する一般的な通知（CTLA 条件の更新を含みます）は、インテルの当該ウェブサイトへの掲載により行われます。
13. 完全合意：本契約は、CTLA 条件とともに、本契約の目的物に関し、両当事者間の完全な合意を構成し、本契約に関連する両当事者間の従前のあらゆる合意、提案（口頭または書面によるもの）、あらゆる交渉、対話および/または協議、ならびに、従前のあらゆる取引もしくは業界慣行に優先します。本契約は、両当事者の正式な代表者が署名した書面による場合を除き、修正を行うことはできません。

チャンネル商標使用許諾契約書 CTLA条件

最新のCTLA条件は、<http://www.intel.com/reseller/license> (英語) を参照してください。

1. 使用許諾ロゴ

プロセッサ・ロゴ



ボードロゴ



プラットフォーム・ロゴ



2. プラットフォーム・ロゴおよび所定プラットフォーム・コンポーネント

プラットフォーム・ロゴを使用するには、貴社が、自らの代表システムに、当該プラットフォーム・ロゴに関する所定プラットフォーム・コンポーネントが搭載されていることを証明しなければなりません。各プラットフォーム・ロゴに関する所定プラットフォーム・コンポーネントの詳細は www.intel.com/go/brandadvantage (英語) で確認できます。

3. 研修

プラットフォーム・ロゴの使用資格を取得するには、貴社が www.intel.com/go/brandadvantage (英語) で提供されているオンライン・トレーニングおよびまたは当該プラットフォーム・ロゴに関して貴社に提供されるその他のトレーニングを修了し、貴社が特定のプラットフォーム・ロゴに関するトレーニングを修了したという記録がインテルに残されていなければなりません。

4. 検証

4.1 貴社は、インテルにより提供される検証ツール (www.intel.com/go/brandadvantage) を使用し、貴社が当該プラットフォーム・ロゴを使用する予定のすべてのプラットフォーム準拠QLPに関し、代表システムの検証を行わなければなりません。

4.2 貴社は、検証結果をアップロードする際、自動的に表示されるブランド利用規約を受諾しなければなりません。

4.3 貴社は、検証ツールにより生成されたテストの合格結果を、貴社が当該プラットフォーム・ロゴを使用する予定のすべてのプラットフォーム準拠QLPに関し、ウェブサイト (<http://www.intel.com/go/label>) からプラットフォーム検証データベースにアップロードしなければなりません。

4.4 貴社は、自らの代表システムが、各所定プラットフォーム・コンポーネントの特定の仕様を実装している、貴社により設計、製造および販売されたプラットフォーム準拠QLPであることを認めます。マザーボードに変更を加えた場合、所定プラットフォーム・コンポーネントのいずれかを他のコンポーネントに変更した場合は、別途検証が必要となります。ただし、インテル互換性リスト (<http://www.intel.com/go/brandadvantage> (英語) をご覧ください) に準拠し、当該リストに則るかぎり、別途検証を要求されることなく、一定の変更を行なうことができます。

5. ロゴラベルの発注

貴社は、研修および検証要件を完了次第、貴社のプラットフォーム準拠QLPに対応するプラットフォーム・ロゴを、<http://www.intel.com/go/brandadvantage> (英語) から発注する資格が与えられるものとします。

6. インテル・プログラム・ロゴ

6.1 「ゴールドロゴ」 インテル・テクノロジー・プロバイダー・プログラム条件の各条項に基づくゴールドパートナー資格 (intel.comインテル・リセラー・センター・ウェブサイトに記載されています) を満たす、プロダクト・インテグレーターおよび/またはディーラー専用。



6.2 「プラチナロゴ」 インテル・テクノロジー・プロバイダー・プログラム条件の各条項に基づくプラチナパートナー資格 (intel.comインテル・リセラー・センター・ウェブサイトに記載されています) を満たす、プロダクト・インテグレーターおよび/またはディーラー専用。



6.3 「テクノロジー・プロバイダー・ロゴ」 インテル・テクノロジー・プロバイダー・プログラム条件の各条項に基づくテクノロジー・プロバイダー・メンバー資格 (intel.comインテル・リセラー・センター・ウェブサイトに記載されています) を満たすディーラー専用。

